

プレミアフューチャーM

変額個人年金保険(22)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 株価の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

【募集代理店】

MIZUHO みずほ信託銀行

【引受保険会社】

 **第一フロンティア生命**
第一生命グループ

**“投資信託を通じた運用による資産成長”と
“生命保険による万への備え”**

**変額個人年金保険は
それぞれの良さを融合させたハイブリッド型商品です**

投資信託と生命保険の特徴

一般的な投資信託の特徴



資産成長の期待



分散投資が可能



投資の専門家が運用

一般的な生命保険(一時払)の特徴



万一の際の死亡保障



ライフプランに合わせた
受取方法



目標値を決めて運用可能

お客様の実りある輝かしい未来のために

For The Future 

商品のしくみ

! この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価の変動などによって損失が生じるおそれがあります。P23～26

POINT 1 資産成長の期待と死亡保障

- 将来成長が期待できる“厳選された世界株式”を実質的な投資対象とした特別勘定で運用します。P7・8
- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金額は、一時払保険料以上となります。P16

POINT 2 合理的な費用体系

- 初期費用の負担はありません。一時払保険料の全額を特別勘定で運用します。
- 積立金額が基本保険金額以上の場合、死亡保障費用*の負担はありません。
*死亡給付金額を基本保険金額以上とするために必要な費用

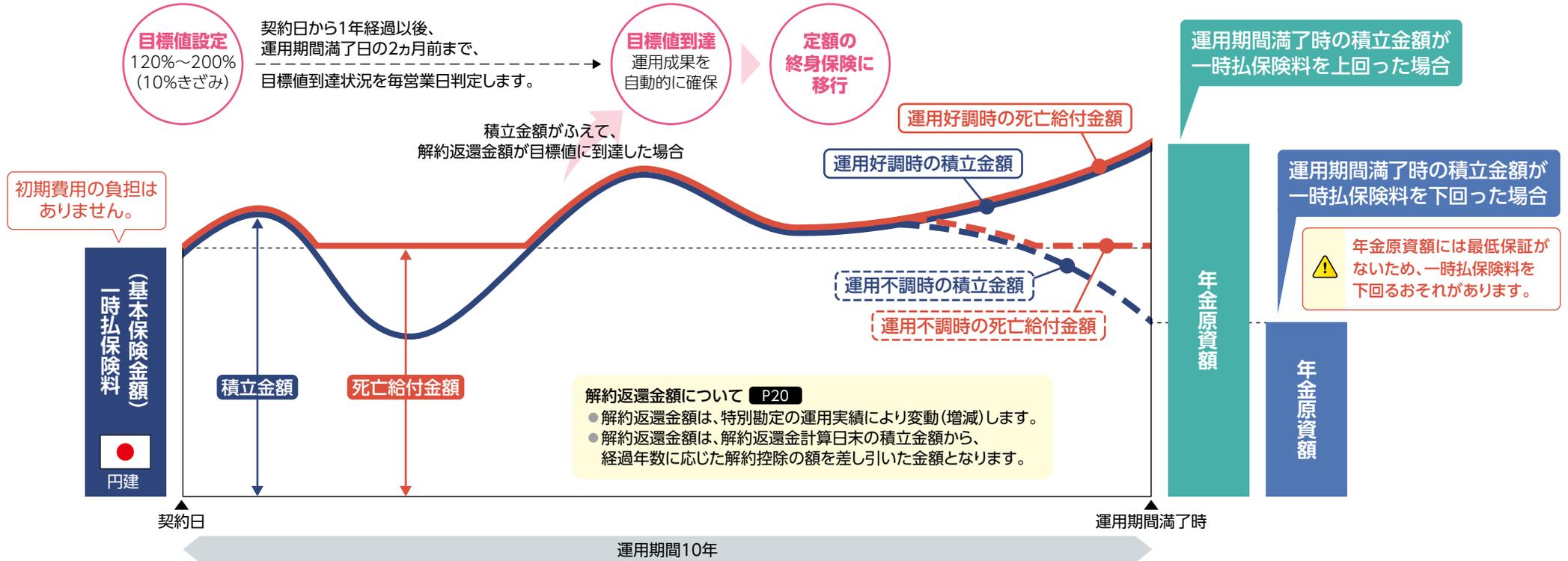
! 積立金額が基本保険金額を下回っている場合、積立金から死亡保障費用を控除するため積立金額の減少要因となります。

POINT 3 目標値の設定 P18

- 目標値を設定することができます。
! 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。
- 解約返還金額が目標値に到達した場合、自動的に運用成果を確保し、定額の終身保険に移行します。

定額の終身保険としてそのまま保有
 移行後にできること
 解約・減額して、解約返還金額のお受取り
 終身保険にかえて、年金でのお受取り

しくみ図(イメージ)



* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額などを保証するものではありません。
* 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。
第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

運用期間満了時にできること

【ご留意事項】

①・③・④は、ご契約時には選択できません。運用期間満了時の2ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます。なお、下記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。

年金原資額をもとに、つぎの①～④のいずれかを選べます

*下記①～④以外に「年金支払開始日の繰延べ P20」も選択できます。

受け取る

1 年金原資額を一括で受取り P16

2 年金原資額を年金で受取り P16

●年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。

受取方法により、税務の取扱いが異なります。 P31

一括で受取り → 所得税(一時所得)+住民税
年金で受取り → 所得税(雑所得)+住民税



運用を継続する

3 運用期間を延長 (年金支払開始日の繰下げ P21)

- 3年ごとに、85歳まで延長できます。
延長後も特別勘定による運用を継続することができます。
- 延長時の費用負担はありません。
また、延長後の解約返還金額に、解約控除はかかりません。

運用期間中、目標値を設定していた場合…

- 目標値到達状況の判定を継続します。

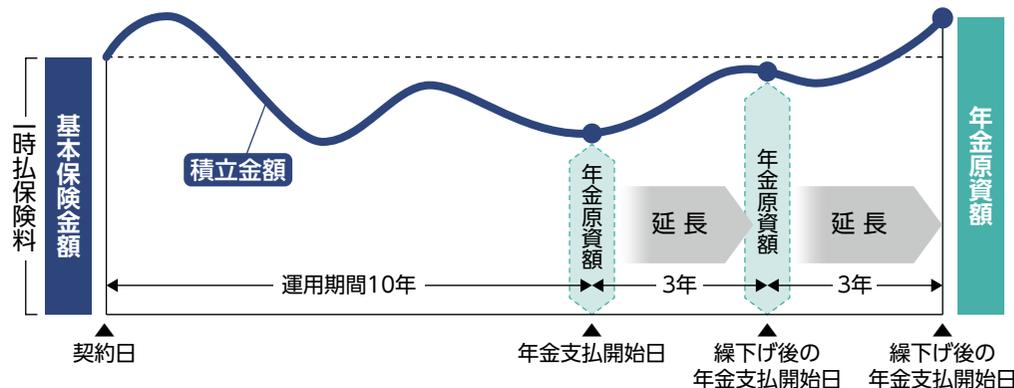
例えば、このような方に…

- 運用が好調だから、更なる運用成果を期待したい。
- 運用が不調だったから、今後の回復を期待したい。



*運用期間の延長は、積立金額等の状況により、お取扱いできない場合があります。

〈イメージ(延長回数が2回の場合)〉



- 積立金額が基本保険金額を大きく下回った場合、その後、特別勘定の運用実績がプラスで推移しても、死亡保障費用が運用収益を上回り、積立金額が減少する可能性があります。(積立金額が基本保険金額を下回る状況が長期にわたり継続した場合、影響が拡大し積立金額がさらに減少する可能性があります。)
- 年金支払開始日を繰り下げた場合でも、株価の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

家族にのこす

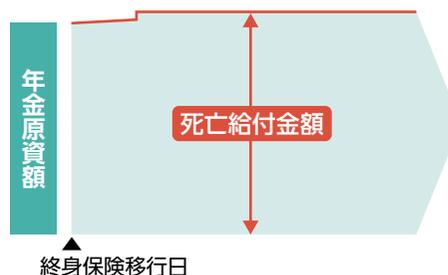
4 定額の終身保険に移行 P17

例えば、このような方に…

- 自分でつかわないので、家族のためにのこしたい。
- 万一の場合の相続準備に役立てたい。



〈イメージ〉



- 運用期間満了時の年金原資額が一時払保険料を下回った場合、移行後の死亡給付金額は、一時払保険料を下回る可能性があります。

死亡保障費用について

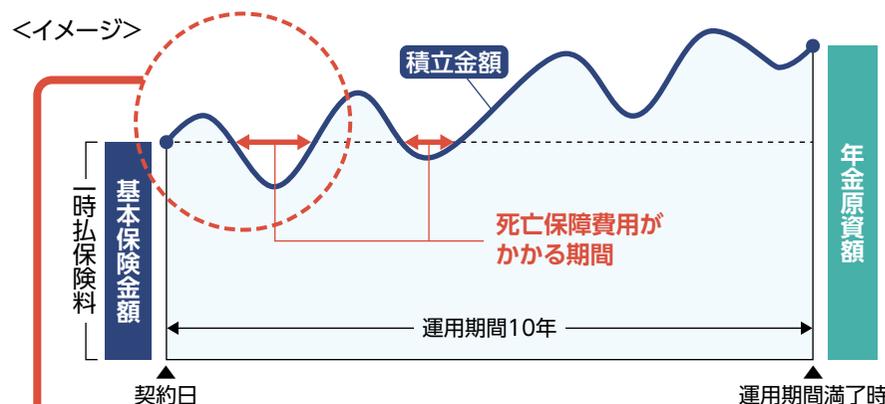
Q1 死亡保障費用とは何ですか？

A1 死亡給付金額を基本保険金額以上とするために必要な費用です。

Q2 死亡保障費用は運用期間中、毎日かかりますか？

A2 毎日かかるわけではありません。

「プレミアフューチャーM」の死亡保障費用は、**積立金額が基本保険金額を下回った期間にのみかかります。**
積立金額が基本保険金額以上の場合、この費用はかかりません。



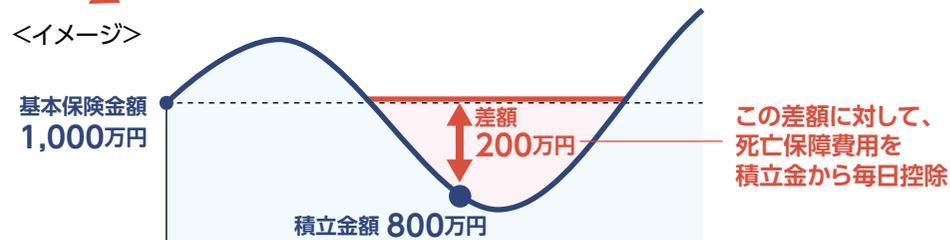
Q3 具体的には、どのように計算されますか？

A3 積立金額が基本保険金額を下回った場合、**その差額に対して、年齢※・性別に応じた死亡保障費用を、積立金から控除**します。

<運用期間中の、ある1日の死亡保障費用の例>

年齢※が70歳の男性、
基本保険金額1,000万円、積立金額800万円の場合

$$\begin{aligned} \text{死亡保障費用} &= \frac{200\text{万円}}{(1,000\text{万円}-800\text{万円})} \times \frac{1.523\%}{(70\text{歳男性の年率})} \times \frac{1}{365} \\ &= \mathbf{84\text{円}} \text{ (円未満切上げで表示)} \end{aligned}$$



死亡保障費用(抜粋)

(円未満切上げで表示)

年齢※		55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	84歳
年率	男性	0.411%	0.642%	0.993%	1.523%	2.637%	5.017%	8.145%
	女性	0.256%	0.348%	0.463%	0.716%	1.271%	2.424%	4.276%
差額100万円に対する1日あたりの費用	男性	12円	18円	28円	42円	73円	138円	224円
	女性	8円	10円	13円	20円	35円	67円	118円

※「年齢」は、死亡保障費用がかかる日の、直前の年単位の契約応当日(死亡保障費用が発生する日が年単位の契約応当日の場合はその日)の年齢です。加入時の年齢ではありません。



積立金額が基本保険金額を大きく下回った場合、その後、特別勘定の運用実績がプラスで推移しても、死亡保障費用が運用収益を上回り、積立金額が減少する可能性があります。(積立金額が基本保険金額を下回る状況が長期にわたり継続した場合、影響が拡大し積立金額がさらに減少する可能性があります。)

生命保険を活用した3つの相続準備

運用を楽しみながら、相続準備も同時にできます

遺産分割準備

- 死亡給付金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。
- 死亡給付金は**受取人の固有の財産**となり、原則遺産分割協議の対象外となります。
*相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。

<保険による遺産分割(イメージ)>



現金の準備

- あらかじめ指定された受取人が、**現金ですみやかに**受け取ることができますので、**当面の生活費や納税資金**などに備えることができます。

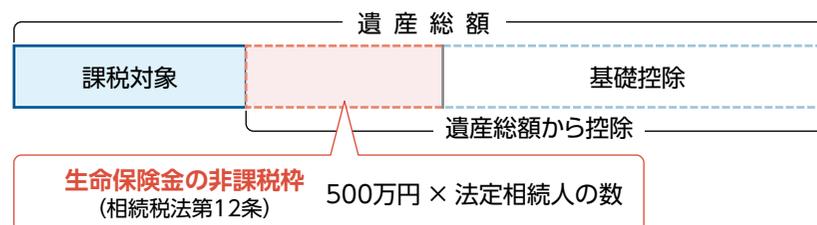
受取人による死亡給付金の請求手続き
《必要書類(例)》死亡給付金請求書・保険証券・死亡診断書

必要書類提出・確認後、
おおむね5営業日程度

現金受取

相続財産の評価

- 生命保険の死亡保険金には**相続税の非課税枠**が設けられており、相続税額を軽減できます。



* 契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。 P31



・資金動向、市況動向等によっては、下記の運用ができない場合があります。
・将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

特別勘定の主な投資対象となる投資信託	運用(委託)会社
グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンドVA(適格機関投資家限定)	アセットマネジメントOne株式会社

世界の株式の中から “ハイクオリティ成長企業の株式を割安時に買う” このような考えに基づき運用を行います。

私たちは、短期的な株式市場の動向の予測は困難であり、
また重要ではないと考えています。

私たちがめざすのは中長期の視点で将来を見据え、
付加価値を創造できる個別企業を見つけ出すことです。
長期投資家として私たちが重視するのは、企業価値です。

クリスチャン・ヒュー

運用哲学

- 1 高い競争優位性を有し、高い利益成長が期待される企業に長期投資を行う。
- 2 世の中を変える「ディスラプティブ・チェンジ[※]」、個別企業の「競争優位性」「成長性」などから、質の高いと考えられる企業(ハイクオリティ企業)を厳選する。
- 3 本質的価値(理論価格)に対し、割安水準で投資を行う。

※ディスラプティブ・チェンジとは、既存の価値を破壊し、革新的変化の中で、持続的に成長可能なビジネスモデルを持っていることを指します。



モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント
グローバル・オポチュニティ株式運用チーム

運用責任者 **クリスチャン・ヒュー**

〈モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの役割〉
アセットマネジメントOne株式会社から運用指図に関する一部権限の委託を受け、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクが実質的にファンドの運用を行います。

■ ファンドの特色

1 主として世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます)^{*}に実質的に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

^{*}DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド (以下、「マザーファンド」)への投資を通じて、わが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます)に実質的に投資を行います。なお、マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業(「ハイクオリティ成長企業」といいます)の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。

- ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■ マザーファンドの運用プロセス ^{*}2024年9月現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。



① 投資アイデアの創出

定量スクリーニング 成長率や利益率など企業の財務指標に基づき銘柄を調査します。

情報ネットワーク 企業経営者、業界の専門家との面談など、運用委託先の運用チームのネットワークを活用し、銘柄を調査します。

パターン認識 成功企業のビジネスモデルを地域や国、業界等が異なる企業に当てはめ、新規の投資アイデアの発掘につなげます。

ディスラプティブ・チェンジ分析 新しい価値が既存の価値にどのようなインパクトを与え、長期的かつ巨大な変化になるのかを大局的に見極めます。

② クオリティ分析

競争優位性、ディスラプティブ・チェンジ、成長性、財務健全性、ESG評価(クオリティ評価)の観点から総合的に企業のクオリティを分析

③ 理論価格の導出

株価の割安度を評価

④ ポートフォリオの構築・リスク管理

各銘柄の確信度に応じて組入比率を決定、各銘柄間の相関等を考慮

^{*}特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。



特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど、その特別勘定を廃止し他の特別勘定に積立金を移転することがあります。 P29

特別勘定の基準価額・年金原資額シミュレーション

特別勘定の基準価額シミュレーション

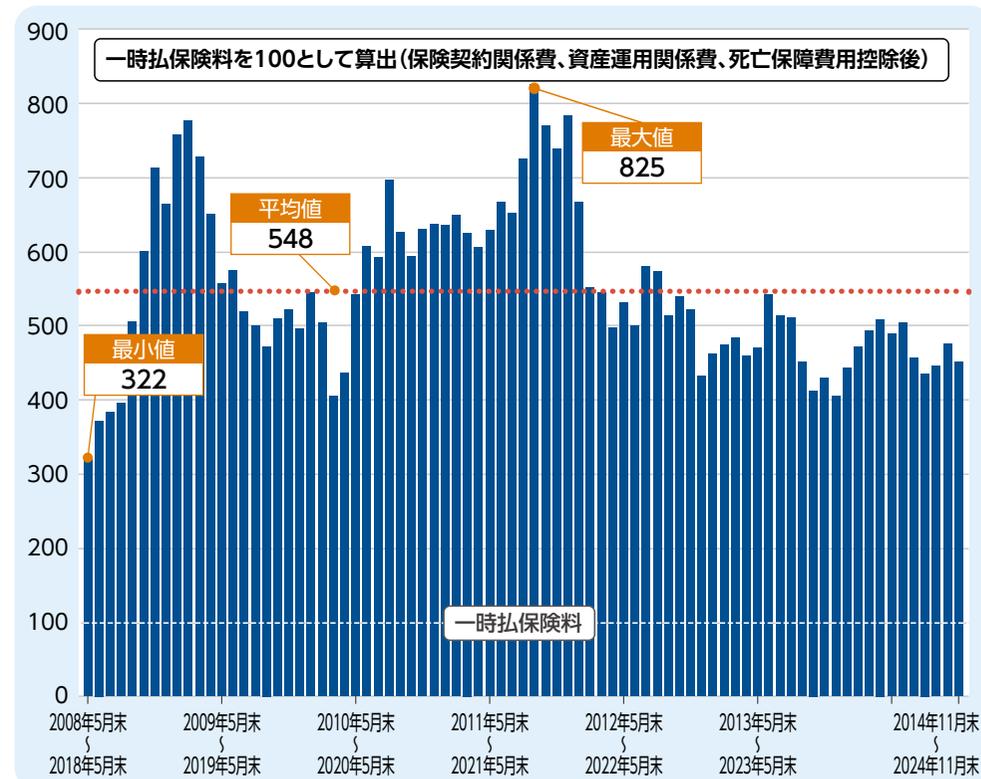
2008年5月末から2024年11月末まで運用したと仮定



- *このグラフは、特別勘定が主に投資する投資信託「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンドVA」と同一運用戦略で運用する米国籍ファンド「モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンド・インク グローバル・オポチュニティ・ポートフォリオ」の運用実績データ(米ドルベース)等に基づいて、当該米国籍ファンドおよび本保険商品の費用等を加味した特別勘定の基準価額(円ベース)の推移をシミュレーションし、グラフ化したものです。
- *当該米国籍ファンドの運用実績および費用等はBloombergデータを参考としています。
- *グラフ内に記載の基準価額は、小数点以下を切捨てにより表示しています。
- *「プレミアフューチャーM」の実際の特別勘定の基準価額は商品販売開始時の設定日を100として計算するため、本シミュレーションの数値とは一致しません。

運用期間満了時の年金原資額シミュレーション(男性75歳のケース)

2008年5月から2014年11月の各月末に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した79ケースを集計



- *このグラフは、左記の「特別勘定の基準価額シミュレーション」データに基づいて算出した「運用期間満了時の年金原資額」をグラフ化したものです。
- *積立金額が一時払保険料を下回った場合にかかる死亡保障費用を控除して算出しています。
- *最大値・最小値・平均値は、小数点以下を切捨てにより表示しています。



- 上記のシミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。
- 株価の変動等により、運用期間満了時の年金原資額等が大きく変動(増減)する可能性があります。
- 保険契約関係費および資産運用関係費(合計で年率1.979%(税込)控除後、受取時の課税前を前提としています。「運用期間満了時の年金原資額シミュレーション」については、死亡保障費用を控除して算出しています。
- 資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2024年11月時点の税率(一律10%)で計算しています。

「ご契約内容」「特別勘定の運用状況」の確認方法

お電話・インターネット・送付書類にて簡単にご確認いただけます。



電話

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

お電話にて、下記のお申出を承ります。

- ご契約内容の確認・ご質問
- 特別勘定の基準価額照会
- 給付金などの請求手続き
- ご契約内容の変更お手続き(目標値の設定変更など)

など



インターネット

第一フロンティア生命ホームページ

<https://www.d-frontier-life.co.jp/>

ファンド運用情報

ホーム > ご契約者向けサービス・お手続き > ファンド運用情報

下記の情報をご確認いただけます。

- 特別勘定の基準価額
 - *基準価額情報(日付指定、騰落率、推移グラフ)
- 運用レポート
 - *前月の運用状況を毎月第5営業日(詳細版を第12営業日)に掲載します。
 - マザーファンドにおける直近の組入上位銘柄もご確認いただけます。

第一フロンティア生命マイページ

ホーム > ご契約者向けサービス・お手続き > ホームページでできるお手続き

ご利用登録により、下記のサービスをご利用いただけます。

- ご契約内容の確認
- 直近の積立金額や解約返還金額の状況確認
- ご契約内容の変更お手続き(目標値の設定変更など) など

*ご登録方法は、保険証券に同封の「『第一フロンティア生命マイページ』登録のご案内」をご確認ください。

*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が必要となります。



送付書類

- ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート(年4回)
 - *3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。
- 目標値到達による「定額の終身保険への移行」のお知らせ
 - *目標値に到達(定額の終身保険に移行)した場合に、移行後のご契約内容などを契約者さまにお知らせします。
 - *移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回発送します。

Q1 生命保険で運用するポイントは何ですか？

主に「万一の際の死亡保障」「多彩な受取方法」「目標値の設定」がポイントです。

万一の際の死亡保障

- ① 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金額は、一時払保険料以上となります。
*一般的に死亡保障のための費用のご負担が発生します。
- ② 死亡給付金は受取人の固有の財産となり、原則遺産分割協議の対象外となります。
*相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。
- ③ 生命保険の死亡保険（給付）金には相続税の非課税枠が設けられており、相続財産評価を引き下げる効果があります。

ライフプランに合わせた受取方法

運用期間満了時にライフプランに合わせて、「一括受取」や「年金受取」など多彩な受取方法が選択できます。

目標値を決めて運用可能

一定期間経過以後、解約返還金額などが設定した目標値に到達した場合、運用成果を自動的に確保する機能があります。目標値到達後は、「一括受取」「年金受取」「終身保険として保有」などの受取方法が選択できます。

Q2 本商品と同一のマザーファンドに投資する公募投資信託と同じ運用成果になりますか？

「本保険商品の特別勘定」と「特別勘定の主な投資対象である投資信託と同一のマザーファンドに投資する公募投資信託」とは、以下の理由などから運用成果が異なります。

- 特別勘定が、主な投資対象である投資信託のほか、保険契約のお支払いや解約などに備えて一定の現預金等を保有していること。
- 保険契約関係費などの諸経費を差し引いて、日々の特別勘定の資産が評価されること。
- 公募投資信託において、購入時手数料や本商品の特別勘定とは異なる信託報酬等の費用が差し引かれること。

〈特別勘定とは？〉

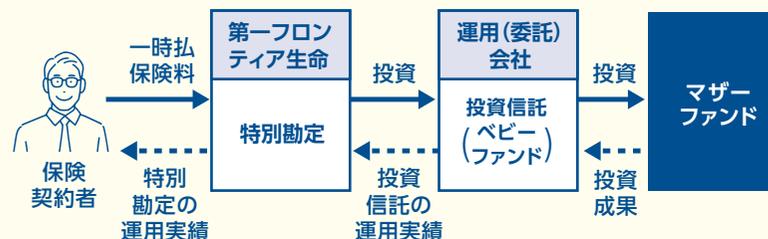
一般的に変額保険では、資産運用の実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。この独立した資産（勘定）を特別勘定といいます。

〈マザーファンド・ベビーファンドとは？〉

特別勘定の主な投資対象である投資信託は「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用するしくみで、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当投資信託）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行うしくみです。

特別勘定と主な投資対象である投資信託との関係は以下のとおりです。

（イメージ図）



*上記はイメージ図であり、特別勘定の運用のしくみについて全てを説明するものではありません。

【ご参考】「プレミアフューチャーM」と「一般的な投資信託」の主な税務のお取扱い

*「プレミアフューチャーM」の税務は、取扱いのすべてを記載しているものではありません。くわしくは **P31** をご参照ください。

*「一般的な投資信託」の税務は、一般的な公募株式投資信託についての解説です。くわしくは投資信託の交付目論見書などをご参照ください。

「プレミアフューチャーM」	一般的な投資信託								
<p>解約・減額時の差益に対する課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運用期間中 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>契約日から5年以内の解約・減額</td> <td>契約日から5年超の解約・減額</td> </tr> <tr> <td>20.315% 源泉分離課税</td> <td>所得税(一時所得[※]) + 住民税</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●定額の終身保険への移行後 所得税(一時所得[※]) + 住民税 <p>一括受取(年金原資額の一部一時支払)時の差益に対する課税 所得税(一時所得[※]) + 住民税</p> <p>年金受取時の課税</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>年金のお受取時</td> <td>未払年金の一括受取の場合</td> </tr> <tr> <td>所得税(雑所得) + 住民税</td> <td>所得税(一時所得[※]) + 住民税</td> </tr> </table> <p>※一時所得の課税対象 一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。</p> $\text{一時所得の課税対象額} = \left(\begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} \\ \text{(受取額)} & & \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$ <p>死亡給付金受取時の課税 相続税(ご契約者と被保険者が同一人の場合)</p> <p>*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。</p>	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額	20.315% 源泉分離課税	所得税(一時所得 [※]) + 住民税	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得 [※]) + 住民税	<p>普通分配金に対する課税 20.315%(所得税(配当所得) + 住民税)</p> <p>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 20.315%(所得税(譲渡所得) + 住民税)</p> <p>*上記は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。 *少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得に一定の非課税枠があります。</p> <p>死亡時の課税 相続税</p> <p>つぎの算式により計算した金額が評価額となります。</p> $\begin{array}{l} \text{課税時期の} \\ \text{1口当たりの} \\ \text{基準価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{口数} \\ - \\ \text{課税時期において解約請求等した場合に} \\ \text{源泉徴収されるべき所得税の額に} \\ \text{相当する金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{信託財産留保額及び} \\ \text{解約手数料} \\ \text{(消費税額に相当する額を含む。)} \end{array}$ <p>*1万口当たりの基準価額が公表されている証券投資信託については、算式中の「課税時期の1口当たりの基準価額」を「課税時期の1万口当たりの基準価額」と、「口数」を「口数を1万で除して求めた数」と読み替えます。 *課税時期の基準価額がない場合には、課税時期前の基準価額のうち、課税時期に最も近い日の基準価額を課税時期の基準価額として計算します。</p>
契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額								
20.315% 源泉分離課税	所得税(一時所得 [※]) + 住民税								
年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合								
所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得 [※]) + 住民税								



記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

フロンティアのご家族安心サポート

- ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。
- 契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、**ご家族(保険契約者代理人)にご契約内容を郵送でお知らせ**することで、「契約内容の共有」をすることができます。

⚠ ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。 ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族(保険契約者代理人)に事前にお伝えください。

- 本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。*所定のお手続きが必要です。

フロンティアのご家族安心サポート

保険契約者代理特約



契約内容ご案内制度

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、

「**保険契約者代理人**」が本人に代わって**手続きを行う**ことができます。

*一部、代理人ができないお手続きがあります。

ご契約内容について、「**保険契約者代理人**」がいつでも**照会**できます。

たとえば、母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に…

対策前

- 解約などの手続きは、母(契約者)しかできない…
- 成年後見制度※の利用も手間がかかりそう…
- 母の保険証券を見ても、内容がよくわからない…

もし認知症で意思表示が困難になったら…



母(ご契約者)

困ったなあ…



息子

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を付け、法律的に支援する制度です。

対策後

- ✓ 困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備やその時に必要な手続きができるね!
- ✓ 母(契約者)の契約内容がいつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に手続きしてもらえて安心♪



母(ご契約者)



息子(保険契約者代理人)

ご家族も安心

保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」については、右記のコード(第一フロンティア生命ホームページ)からご確認ください。



ご検討にあたって確認いただきたい事項

1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。



2 年金原資額、および運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額が、一時払保険料を下回ることがあります。

! 投資リスク

! 解約控除
(解約・減額時)

〈投資リスク(積立金額の増減)イメージ〉

1 特別勘定の運用実績がマイナスで推移した場合



積立金額が**減少**します

2 特別勘定の運用実績がプラスで推移した場合



積立金額が**増加**します

〈解約返還金額の例〉 女性60歳、一時払保険料:1,000万円の場合

経過 年数	特別勘定の運用実績(年率)			
	-10%で推移		+10%で推移	
	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)
1年	899	853	1,100	1,054
3年	727	① 690	1,331	② 1,294
5年	586	559	1,610	1,582
10年	334	329	2,593	2,589

経過年数3年の解約返還金額(解約控除も加味)

① 特別勘定の運用実績が、-10%で推移した場合

一時払保険料 **1,000万円** > 解約返還金額 **690万円**

② 特別勘定の運用実績が、+10%で推移した場合

一時払保険料 **1,000万円** < 解約返還金額 **1,294万円**

* 特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、保険契約関係費と資産運用関係費を控除した後の数値(年率)を表示しています。

* 運用実績が-10%の場合、積立金額が基本保険金額を下回っているため、その差額に対して死亡保障費用を毎日控除します。記載の数値は、死亡保障費用を控除した後の金額を示しています。

* 解約控除率は、経過年数(1年未満)4.60%から(9年以上10年未満)0.46%まで1年ごとに低下していきます。

* 上表に記載の積立金額および解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約当日の前日末に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「変額個人年金保険(22)」です。

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126 ■ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、年金支払開始日の前日までの特別勘定の運用実績により定まる積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。
- 年金原資額は、年金支払開始日の前日末における積立金額となります。
- 死亡給付金額は、一時払保険料以上となります。
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。
- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」の付加により、一時払保険料に対する解約返還金額の割合が目標値に到達した場合、自動的に運用成果を確保して定額の終身保険に移行します。
- 商品のしくみ図(イメージ)については **P3** をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価の変動などによって損失が生じるおそれがあります。 **P23~26**

4 保障内容について

年金

- 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

	年金の種類	年金受取開始年齢*
確定年金	 <p>年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。</p>	10歳～85歳
一括受取 (年金原資額) の一時支払	 <p>年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</p>	

*年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

*年金原資額、年金受取期間、年金支払開始日の市場環境などの状況によっては、年金額が30万円に満たない場合があります。

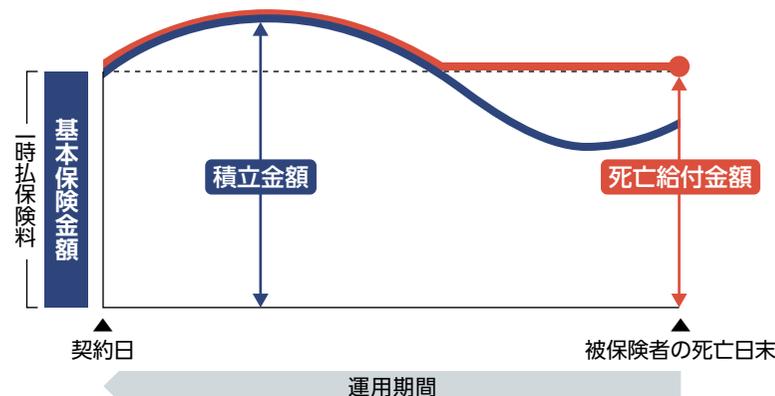
その場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。

*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

<イメージ>



- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは **P20** をご参照ください。

- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。

P17・18

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

5 付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

目標値到達時定額終身保険移行特約 P18

- 運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。
- 目標値に到達せずに運用期間が満了した場合でも、年金支払開始日の繰下げをすることで、目標値到達の判定を継続します。
- 「一時払保険料(判定基準金額)」に対する「解約返還金額」の割合が目標値に到達した場合、定額の終身保険に移行します。
- 移行後の死亡給付金額については P16 をご参照ください。

定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)

- 運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに定額の終身保険に移行できます。
- 契約日から起算して1年経過以後、運用期間満了日の2ヵ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込日末の解約返還金額をもとに定額の終身保険に移行します。
- 目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません(「目標値到達時定額終身保険移行特約」は消滅します)。
- 移行後の死亡給付金額については P16 をご参照ください。
- 移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(解約控除はかかりません)。

*同一の被保険者について、終身保険に移行後の移行後基本保険金額が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および養老保険の基本保険金額などと通算して20億円 P19 を超える場合、超える部分に対応する解約返還金額などを契約者に支払います。

年金支払移行特約

- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」、「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」のいずれかを付加し、定額の終身保険に移行後、付加できます(被保険者の満年齢が85歳以下の場合に限ります)。
- 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。
- 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。

運用期間中年金支払移行特約

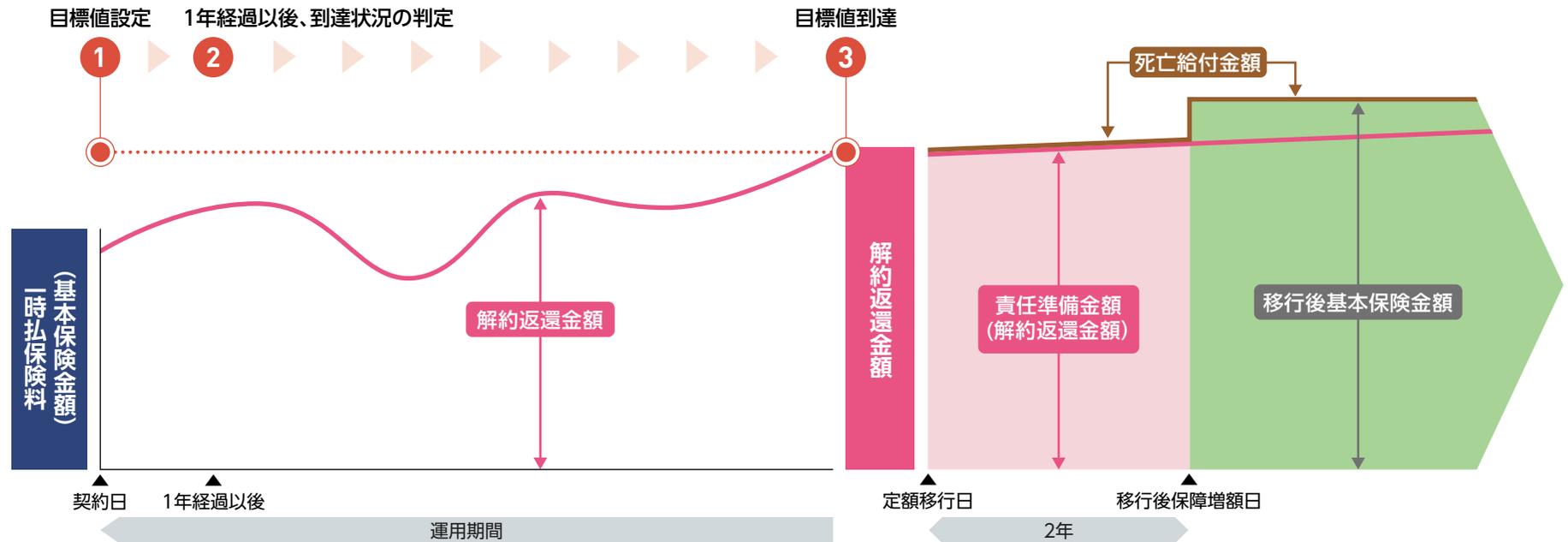
- 契約日から起算して1年以上経過している場合で、運用期間中に限り付加できます。
- 特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。
- 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。

保険契約者代理特約(フロンティアのご家族安心サポート)

- ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。
- 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。
- 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。
- 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



* 責任準備金とは、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。

1 目標値設定

120~200% (10%きざみ) で目標値を設定します。

目標金額 | 一時払保険料 × 目標値

■ 「目標金額」が20億円を超える設定、変更はできません。

* 市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

■ 目標値到達までは、目標値を何度でも設定・変更・解除することができます。ご契約後はさらに250%、300%も指定できます。

2 到達状況の判定

解約返還金額が、上記①「目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間 | 契約日から1年経過以後*より、運用期間満了日の2ヵ月前まで

*この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

3 目標値到達

運用成果を確定し、自動的に定額の終身保険に移行します。

■ 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額移行日)に、定額の終身保険に移行します。

■ 移行後基本保険金額は、到達判定日末における解約返還金額をもとに、定額移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。

■ 定額移行日以後の死亡給付金額については P16 をご参照ください。

■ 移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります。(解約控除はかかりません。また、目標値到達時の解約返還金額を下回ることはありません。)

6 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	100万円 *保険料の払込単位は1万円です。
	最高	20億円 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して20億円を超えることはできません。
運用期間	10年	
契約年齢	0歳～75歳(契約日における被保険者の満年齢)	
被保険者	ご契約者 *ご契約者と被保険者が異なる契約は取り扱いません。	
年金受取人	ご契約者	
死亡給付金受取人 後継年金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。	
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。	
年金支払開始日の 変更	<ul style="list-style-type: none"> 年金支払開始日の繰下げおよび繰延べを取り扱います。P20・21 「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。P17 	
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約	<p>解約返還金をお受け取りいただけます。 なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。</p> <p>*請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。</p>	
基本保険金額 の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。
契約者貸付	取り扱いません。	

「配偶者」または「3親等内の親族・6親等内の血族」

- ①～⑥ 血族
①～③ 姻族



7 配当金について

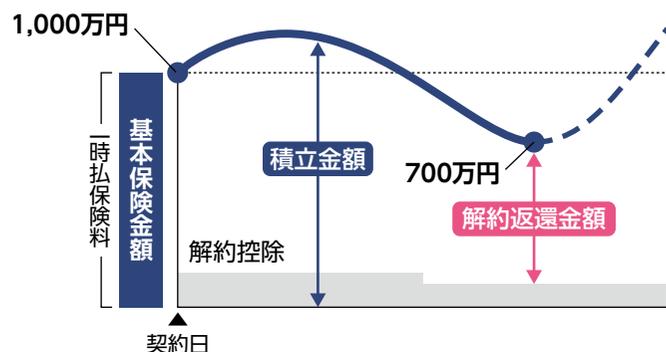
■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約返還金額について

(解約する場合や、目標値に到達して定額の終身保険に移行する場合など)

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
- 解約返還金額は、解約返還金計算日末の積立金額から、経過年数に応じた解約控除の額を差し引いた金額となります。

<運用期間中に解約した場合(イメージ)>



[例]
基本保険金額1,000万円、契約日から1年6ヵ月後に解約した場合

解約返還金額は、
①解約返還金計算日末の積立金額から、
②解約控除

$$\left(\begin{array}{l} \text{解約返還金計算日末の基本保険金額} \\ \times \\ \text{経過年数に応じた解約控除率 (P25)} \end{array} \right)$$

を差し引いた金額となります。

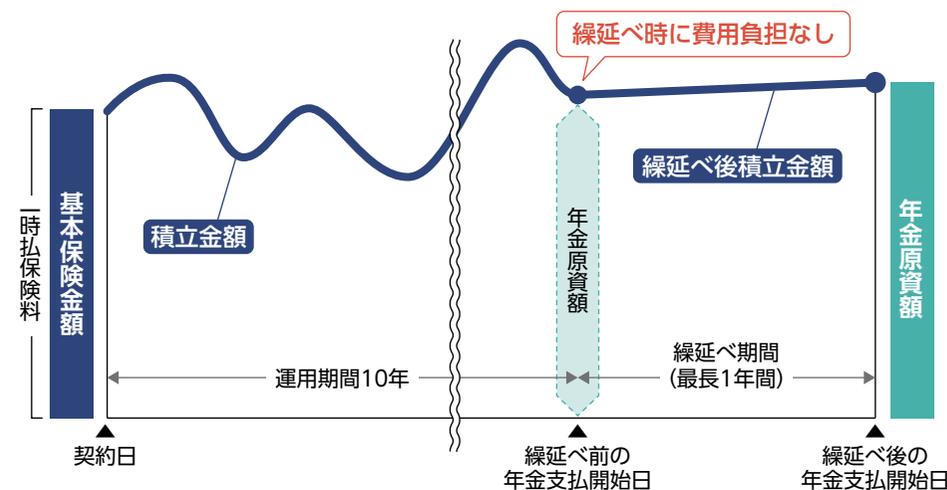
このケースの場合、

①700万円 - ②41.4万円(1,000万円 × 4.14%)
=658.6万円となります。

9 年金支払開始日の繰延べについて

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が85歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。
- 繰延べ期間では、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りできます(解約控除はかかりません)。
- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

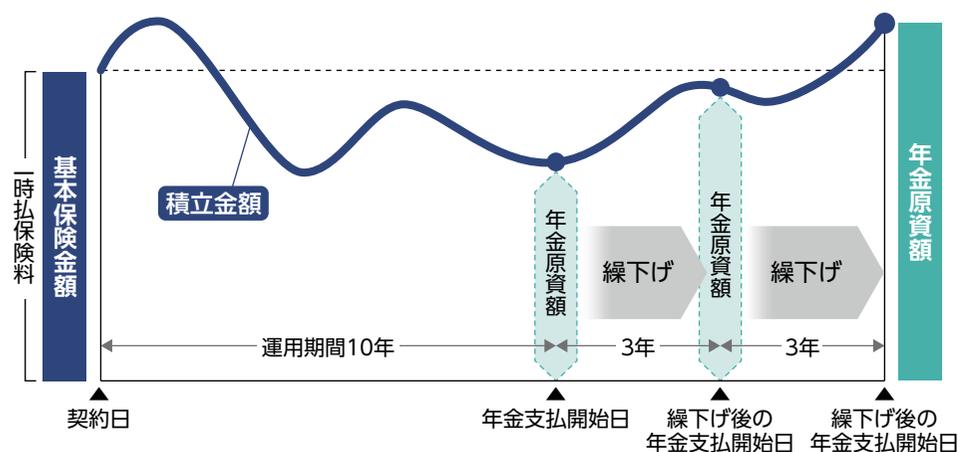
<イメージ>



10 年金支払開始日の繰下げについて

- 年金支払開始日の前日に限り、年金支払開始日を3年間繰り下げることができます(通算7回を限度とし、7回目は2年間とします)。
- 繰下げ後の年金支払開始日における被保険者の満年齢が85歳となる年単位の契約応当日を限度とします。
- 年金支払開始日の2ヵ月前の契約応当日における積立金額が基本保険金額に対して30%未満の場合は繰下げを取り扱いません。
- 繰下げ前の年金支払開始日から繰下げ後の年金支払開始日の前日までの期間についても、特別勘定での運用が継続されます。
- 目標値を設定していた場合は、目標値到達状況の判定を継続します。

〈イメージ(年金支払開始日を2回繰り下げた場合)〉



- ⚠ 積立金額が基本保険金額を大きく下回った場合、その後、特別勘定の運用実績がプラスで推移しても、死亡保障費用が運用収益を上回り、積立金額が減少する可能性があります。(積立金額が基本保険金額を下回る状況が長期にわたり継続した場合、影響が拡大し積立金額がさらに減少する可能性があります。)
- ⚠ 年金支払開始日を繰り下げた場合でも、株価の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

11 特別勘定の概要とその投資リスクについて

- 以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称	グローバル成長株式M2022型
主な投資対象となる投資信託の名称	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンドVA (適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.979%(税込)の1/365を毎日控除します。P23
投資方針	日本および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

- 実質的な運用対象資産とファンドの特色は以下のとおりです。

対象資産	ファンドの特色
日本および新興国を含む世界の株式	ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業(「ハイクオリティ成長企業」といいます。)の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

* 法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。

■主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。
くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	株式の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式の発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

12 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは **P23~25** をご参照ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

運用期間中

項目	費用	時期
保険契約関係費 ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 1.00%	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
死亡保障費用 死亡給付金のお支払いに必要な費用です。	基本保険金額と前日末の積立金額との差額に対して、 被保険者の年齢・性別ごとに定める年率 (注)くわしくは P24 参照	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみかかります。積立金額が基本保険金額以上の場合はかかりません。		
資産運用関係費 ※1 運用にかかわる費用として、投資対象となる 投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して 年率 0.979% (税込) ※2	左記の年率の1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※1 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2025年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

※2 信託報酬には、グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメン・インク)に対する報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.65%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメン・カンパニーに対する報酬が含まれます。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

▶ [次ページへ](#)

死亡保障費用(年率) ※「年齢」は、死亡保障費用がかかる日の、直前の年単位の契約応当日(死亡保障費用が発生する日が年単位の契約応当日の場合はその日)の年齢です。加入時の年齢ではありません。

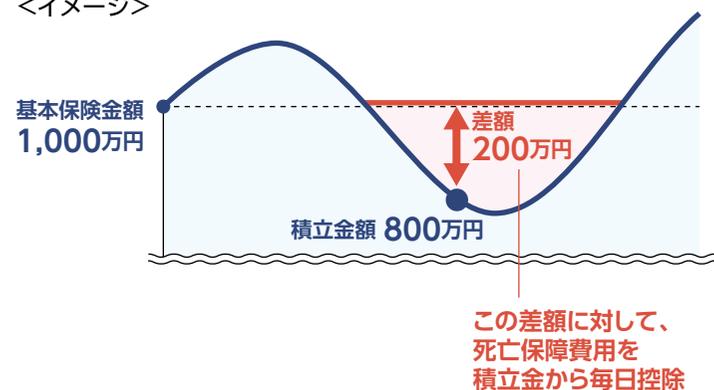
年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
0	0.065%	0.062%	30	0.064%	0.036%	60	0.642%	0.348%
1	0.044%	0.041%	31	0.065%	0.040%	61	0.704%	0.371%
2	0.027%	0.025%	32	0.067%	0.044%	62	0.770%	0.393%
3	0.017%	0.015%	33	0.069%	0.048%	63	0.842%	0.414%
4	0.012%	0.010%	34	0.071%	0.053%	64	0.915%	0.436%
5	0.010%	0.008%	35	0.075%	0.059%	65	0.993%	0.463%
6	0.009%	0.008%	36	0.081%	0.064%	66	1.075%	0.495%
7	0.009%	0.008%	37	0.089%	0.070%	67	1.165%	0.536%
8	0.009%	0.007%	38	0.097%	0.075%	68	1.268%	0.585%
9	0.009%	0.007%	39	0.107%	0.080%	69	1.386%	0.645%
10	0.009%	0.006%	40	0.117%	0.085%	70	1.523%	0.716%
11	0.010%	0.007%	41	0.126%	0.090%	71	1.685%	0.802%
12	0.012%	0.008%	42	0.137%	0.095%	72	1.871%	0.901%
13	0.014%	0.010%	43	0.148%	0.101%	73	2.087%	1.012%
14	0.019%	0.012%	44	0.160%	0.110%	74	2.340%	1.135%
15	0.025%	0.015%	45	0.173%	0.121%	75	2.637%	1.271%
16	0.032%	0.017%	46	0.190%	0.134%	76	2.987%	1.428%
17	0.040%	0.020%	47	0.209%	0.150%	77	3.399%	1.614%
18	0.047%	0.022%	48	0.229%	0.165%	78	3.876%	1.838%
19	0.053%	0.023%	49	0.252%	0.179%	79	4.418%	2.107%
20	0.058%	0.024%	50	0.276%	0.192%	80	5.017%	2.424%
21	0.061%	0.025%	51	0.301%	0.205%	81	5.671%	2.790%
22	0.064%	0.025%	52	0.325%	0.218%	82	6.402%	3.204%
23	0.065%	0.026%	53	0.351%	0.231%	83	7.235%	3.699%
24	0.065%	0.027%	54	0.379%	0.244%	84	8.145%	4.276%
25	0.063%	0.027%	55	0.411%	0.256%			
26	0.062%	0.028%	56	0.448%	0.270%			
27	0.061%	0.029%	57	0.489%	0.284%			
28	0.062%	0.031%	58	0.534%	0.303%			
29	0.063%	0.033%	59	0.585%	0.324%			

<運用期間中の、ある1日の死亡保障費用の例>

年齢が70歳の男性、
基本保険金額1,000万円、積立金額800万円の場合

$$\begin{aligned} \text{死亡保障費用} &= \frac{200\text{万円}}{(1,000\text{万円}-800\text{万円})} \times \frac{1.523\%}{(70\text{歳男性の年率})} \times \frac{1}{365} \\ &= 84\text{円(円未満切上げで表示)} \end{aligned}$$

<イメージ>



積立金額が基本保険金額を大きく下回った場合、その後、特別勘定の運用実績がプラスで推移しても、死亡保障費用が運用収益を上回り、積立金額が減少する可能性があります。(積立金額が基本保険金額を下回る状況が長期にわたり継続した場合、影響が拡大し積立金額がさらに減少する可能性があります。)

▶ 次ページへ

運用期間中(特定のご契約者に負担していただく費用)

特別勘定による運用期間中にご契約を解約・減額する場合や、定額の終身保険に移行する場合(運用期間満了時に移行する場合を除きます)などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除 ご契約の解約などの際に必要な費用です。	基本保険金額に経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	4.60%	4.14%	3.68%	3.22%	2.76%	2.30%	1.84%	1.38%	0.92%	0.46%	0.00%

*定額の終身保険への移行後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

年金受取期間中

項目	費用
保険契約関係費(年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 最大0.35%

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2025年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「運用期間中年金支払移行特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

定額の終身保険への移行後

「目標値到達時定額終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示していません。

2 この保険のリスクは以下のとおりです

投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険は、日本および新興国を含む世界の株式などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。
- 株価の下落、為替の変動などにより、積立金額、年金原資額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

投資リスクがあること、解約・減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、

主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください(右記のコードより直接アクセスいただけます)。

*電磁的記録(第一フロンティア生命ホームページの場合)によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

こちらから
アクセス



②書面によるお申出の場合、

郵便(はがき、封書)により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

*書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額	〇,〇〇〇,〇〇〇円
ご本人名義の返金口座	○○銀行○○支店 普通預金1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
(推奨) 申込番号または証券番号	申込番号: 12-345-678901-23 証券番号: S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、 やむを得ない場合を除きご記入ください。
(任意) お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信 可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に 関するお知らせを送信します。

<送り先>

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

■お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。

4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
 - * 申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

6 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

7 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
 - ①特別勘定の運用実績 ②解約控除 ③死亡保障費用
- 解約返還金額の計算方法など詳しくは **P20** をご参照ください。

8 目標値到達の判定は、積立金額ではなく解約返還金額で行います (「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合)

9 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

11 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

12 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止し他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日（移転日）の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

13 特別勘定群などが、「プレミアフューチャーM」とは異なる商品を販売する場合があります

- 「プレミアフューチャーM」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が異なる商品を販売する場合があります。
- くわしくは、第一フロンティア生命ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）またはお客さまサービスセンター（0120-876-126）までご照会ください。

14 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示等を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。
また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

15 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

16 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

17 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

18 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

* 所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。

* 最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

* 契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件
ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

運用期間中および定額の終身保険への移行後

■解約・減額時の差益に対する課税

●運用期間中

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20%源泉分離課税 ^{※1}	所得税(一時所得 ^{※2}) + 住民税

●定額の終身保険への移行後

所得税(一時所得^{※2}) + 住民税の対象となります。

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と 被保険者が 同一人	A	A	B	相続税

* 契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(50万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一部一時支払)時の差益に対する課税

所得税(一時所得^{※2}) + 住民税の対象となります。

* ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得 ^{※3}) + 住民税	所得税(一時所得 ^{※2}) + 住民税

* ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※2 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入(受取額)} - \text{必要経費(払込保険料)} - \text{特別控除(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

※3 ご契約者と年金受取人が別人の場合、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」のご案内

ご検討・お申込みの際は、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、 Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただけるものです。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。「特別勘定のしおり」は、投資信託(ファンド)に関する情報について記載したものです。

- いつでもホームページから閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧できます

右記コードを読み取り、アクセスしてください

スマホなどから

<ご契約のしおり・約款用>



<特別勘定のしおり用>



パソコンなどから

- ① 第一フロンティア生命ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) にアクセスし、「ご契約者向けサービス・お手続き」をクリック
- ② Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をクリック
- ③ 検索番号「03632」を指定し、検索するをクリック

* 冊子で「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>



この保険商品のご検討に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約(契約の主体はお客さまと保険会社になります)であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)に関するお問い合わせは、照会先[第一フロンティア生命 0120-876-126]までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 保険商品は、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- 募集代理店がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、募集代理店とお客さまとの間の他の取引にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

その他ご注意いただきたい事項について

お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

[募集代理店]

みずほ信託銀行株式会社

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1

日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)